

## 福祉特別定期預金

(2017年4月1日現在)

1. 商品名	福祉特別定期預金			
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>別表の障害基礎年金・遺族基礎年金等の年金または児童扶養手当・福祉手当等の受給者の方で当金庫に受取口座を指定している方 (ATM・インターネットバンキングでのお預け入れは対象外となります)</li> </ul>			
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年 非自継のみのお取り扱いです。</li> </ul>			
4. 上乗せ金利適用期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>2017年4月3日から2018年3月30日までで、以降は変更することがあります。</li> </ul>			
5. お預け入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括してお預け入れいただきます。</li> </ul>			
(1) お預け入れ方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括してお預け入れいただきます。</li> </ul>			
(2) お預け入れ金額	<p>お一人さま300万円まで (限度額以内での複数のお預け入れも可)</p> <table border="1"> <tr> <td>スーパー定期</td> <td>1円以上300万円まで (1円単位)</td> </tr> </table>		スーパー定期	1円以上300万円まで (1円単位)
スーパー定期	1円以上300万円まで (1円単位)			
6. 払い戻し方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後に元金とお利息を払い戻しいたします。</li> </ul>			
7. 利息	<ul style="list-style-type: none"> <li>お預け入れ時の期間1年のスーパー定期預金の店頭表示利率に年0.5%上乗せした利率を満期時まで適用します。</li> <li>満期日以後に一括してお支払いいたします。</li> <li>付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算をおこないます。</li> </ul>			
(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> <li>お預け入れ時の期間1年のスーパー定期預金の店頭表示利率に年0.5%上乗せした利率を満期時まで適用します。</li> </ul>			
(2) 利払い方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後に一括してお支払いいたします。</li> </ul>			
(3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算をおこないます。</li> </ul>			
8. 税金	<p>20.315%の源泉分離課税 (国税15.315%・地方税5%)</p> <p>*復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税 (国税15.315%、地方税5%) となります。</p> <p>*マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。</p>			
9. 手数料	—			
10. 満期日前解約 (中途解約) の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日前に解約 (中途解約) する場合は、次の中途解約利率 (小数点第4位以下切捨て) により計算した利息とともに払い戻しいたします。</li> <li>① 中途解約日までの預入期間が6か月未満 中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率</li> <li>② 中途解約日までの預入期間が6か月以上1年未満 約定利率×50%</li> </ul>			
11. 預金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内 (1預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1,000万円までとその利息) で保護されます。</li> </ul>			
12. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧ください。</li> <li>【中央労働金庫ホームページ<a href="http://chuo.rokin.com">http://chuo.rokin.com</a>】</li> </ul>			

13. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）	<p>・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【お問い合わせ窓口：お客様相談デスク】 0120-86-6956 受付時間 平日 午前9時～午後6時</p> <p>【苦情相談窓口：お客様サポート】 0120-851-581 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>なお、当金庫の相談・苦情等への対応については、「相談・苦情等に対する取組の概要」を公表しておりますので、窓口にてお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p>
14. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	<p>・東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫「お客様サポート」または下記ろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>・また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫「お客様サポート」またはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>
15. その他参考となる事項	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。</p> <p>・一部払い戻しはお取り扱いできません。</p> <p>・お申込みの際には、年金証書、手当証書、または受給者証明書（年金証書または手当証書を地方公共団体の長に提出されている方は保管証等）をお持ちください。</p> <p>・ふれ愛定期預金300、ふれ愛定期預金と併せてのご利用ができます。</p>

## 中央労働金庫

### 【対象となる年金・手当】

国民年金	障害基礎年金	遺族基礎年金		
(旧) 国民年金	老齢福祉年金 * 母子年金	老齢特別給付金受給者 * 遺児年金	* 障害年金 * 準母子年金	
(旧) 厚生年金 (船員保険を含む)	* 障害年金 * 寡婦年金	* 遺族年金 * 鰥夫年金	* 通算遺族年金 * 遺児年金	* 特例遺族年金
共済年金	* 障害年金	* 遺族年金	* 通算遺族年金	
各種手当	児童扶養手当 特別児童扶養手当 障害児福祉手当 特別障害者手当 福祉手当 医療特別手当 特別手当 健康管理手当 保険手当			

(注) \*印は昭和61年3月31日以前に年金支払の事由が発生している場合に限りです。